

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、21世紀初頭から予防・健康づくりを重視する政策が推進されています。平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが掲げられました。また、平成26年3月に示された、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）（以下「国指針」という。）においては、市町村国保及び国民健康保険組合（以下、国民健康保険組合を「国保組合」、両者を併せて「保険者」という。）は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされました。

その後、国民健康保険では平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」（令和2年7月閣議決定）においては、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月経済財政諮問会議）においては、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI（重要業績評価指標を指し、Key Performance Indicatorの略。）の設定を推進する。」ことが示されました。このように、全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取組の推進や評価指標の設定の推進が進められています。

本市でも、平成28年3月に「第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定しました。さらに平成30年3月には生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施について定めた「第三期特定健康診査等実施計画」と合わせて「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を令和5年度までの6年間を共通の計画期間として一体的に策定し、生活習慣病を中心とした疾病予防をはじめとする各種保健事業に取り組んできました。

この度策定の「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」並びに「第四期特定健康診査等実施計画」においても、データ分析による適切な効果検証と現状把握を行い、本市が抱える健康課題に応じた保健事業を効果的に実施することで、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、以て医療費の適正化に資することを期待します。また、計画には千葉県として設定された共通評価指標を組み込み一定の方向性を持つことで、今後は県内保険者との比較が容易になり、地域の健康課題を俯瞰的、客観的に把握し、定期的な計画の見直しと評価を行うことで計画の実効性を高めます。

2. 計画の位置付け

国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、国民健康保険法第 82 条第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、特定健康診査等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画として策定します。一方、特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療を確保する法律第 18 条に基づいて実施する保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものです。

両計画を一体的に策定し運用することで、より効果的かつ効率的な保健事業の実施を実現します。また、策定にあたっては、「旭市総合戦略」における将来都市像の「郷土愛からつながる未来 ずっと大好きなまち旭～三郷の実現から発展へ～」を実現するための基本施策の一つとなる「保健・医療の充実」に資することはもとより、総合目標に「健康寿命の延伸」を掲げる「旭市健康増進計画」をはじめとする本市が策定し運用する各計画等との調和を図るものとします。

なお、「旭市総合戦略」については、現行の構想が令和 6 年度末までとなっているため、令和 7 年度以降は将来都市像や目標が変更となる可能性があります。

3. 計画期間

本計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とし、中間年度である令和 8 年度に中間評価を行います。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
旭市総合戦略	第1期 (H27～R1)		第2期 (R2～R6)					第3期 (R7～)				
旭市健康増進計画	第1期 (H27～R6)							第2期 (R7～)				
旭市保健事業計画 (データヘルス計画)	第2期 (H30～R5)						第3期 (R6～R11)					
旭市特定健康診査等 実施計画	第三期 (H30～R5)						第四期 (R6～R11)					
									中間 評価		最終 評価	

4. 実施体制

(1) 庁内の連携体制

旭市国民健康保険における健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施、評価等は、保健事業を担う健康づくり課と、国民健康保険事業を担う保険年金課が連携し、庁内関係部局の協力を得て実施します。

また、旭市国民健康保険運営協議会に対し、適宜、計画の進捗について報告をし、事業実施内容の評価を受け、必要な調整を行います。

(2) 関係機関との連携

計画の実効性を高めるためには、関係機関との連携・協力が重要となります。共同保険者である千葉県のほか、国民健康保険団体連合会や連合会内に設置される支援・評価委員会、国保旭中央病院、旭匠瑳医師会、旭市歯科医師会、旭匠瑳薬剤師会等の保健医療関係者等と健康課題を共有し、連携強化に努めます。

(3) 市民への働きかけ

旭市国民健康保険の被保険者を対象に、自身の健康保持のため主体的、積極的な保健事業への参加を働きかけていきます。